

輪島市監査公表第25号

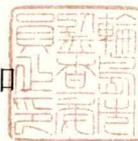
地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成29年12月27日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成29年12月4日（月） 会計課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 漆谷 豊和

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成29年度監査資料（平成29年4月から10月まで）に係る事務事業全般及び平成28年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に一部において次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○会計課は「予算の執行事務が法令等を順守し正しくなされているか」について、大所高所から目配りする部署と了知するが、輪島市全体の膨大な会計資料について厳正な審査を行い、書類作成に当たっては迅速かつ適確な執行が行われるよう担当課への指導と、定期的な会計事務研修等の実施に努められたい。

○社会の金融システムは高度化・複雑化しているが、公金の管理についてはリスクを排し、安全確実で効率的運用に努めると共に情報の収集にも十分意を尽くされたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。